

福岡市地域公共交通計画協議会設置要綱

(名称)

第1条 本協議会は、「福岡市地域公共交通計画協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、交通に関わる様々な関係者が連携して取り組む施策について協議し、その施策の推進に係る連絡協議を行い、施策を持続的・発展的に展開することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）及び「都市・地域総合交通戦略要綱」（平成21年）に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「福岡市地域公共交通計画（以下「計画」という。）」の策定・見直しに関する事項。
- (2) 計画に基づく交通施策の実施・進捗管理に関する事項。
- (3) その他福岡市における交通施策に関して必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、学識経験者、公共交通利用者・市民代表、交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、事業を実施すると見込まれる団体から別表1の委員及びオブザーバーをもって構成する。

2. 協議会には、会長・副会長を置き、委員の互選により選出する。
3. 副会長は会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
4. 第1項の規定による委員のほか、特別の事項について協議等を行うため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
5. オブザーバーは協議会に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長は会議の進行にあたる。

2. 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3. 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数

をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4. 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
5. 会長は、必要と認めるときに書面によって会議を開き、委員の意見を求めることができ、協議会の議事は、委員の書面による回答をもって協議会の議決にかえることができる。ただし、委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、協議会の議決とすることができない。

(会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、議事の内容が、福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当する場合は非公開とすることがある。

2. 議事録については、前項で規定する非公開情報を除きその概要を公開する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福岡市住宅都市みどり局都市計画部交通計画課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会及の運営に必要な事項は、事務局が会長と協議の上、定める。

附則

この要綱は、第1回協議会開催日から施行する。

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

別表 1

・福岡市地域公共交通計画協議会 委員

氏 名	所属・役職
稲永 健太郎	九州産業大学 理工学部情報科学科 教授
松永 千晶	福岡女子大学 学長補佐・国際文理学部環境科学科 准教授
小山 毅	福岡市自治協議会等 7 区会長会代表
高橋 拓大	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部 交通・開発計画 副課長
原口 文明	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通・観光推進部 課長
白津 重範	昭和自動車株式会社 自動車事業本部 乗合事業部 副部長
三根 徹	一般社団法人 福岡市タクシー協会 専務理事
末崎 悦章	福岡市 交通局 施設部 計画課長
荒瀬 聡	We Love 天神協議会 事務局長
内野 豊臣	博多まちづくり推進協議会 事務局長
壺岐 和久	福岡市 道路下水道局 計画部 道路計画課長
中村 晋太郎	福岡市 港湾空港局 港湾計画部 計画課長
松島 浩司	福岡県警察本部 交通部 交通規制課長

・福岡市地域公共交通計画協議会 オブザーバー

氏 名	所属・役職
鈴木 貴大	国土交通省 九州運輸局 交通政策部 交通企画課長
辻 美貴善	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局 企画調整部門 首席運輸企画専門官
松永 鉄治	国土交通省 九州地方整備局 企画部 広域計画課長
永松 寿隆	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課長
窪西 駿介	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課長